

農地転用（農地法第4・5条）許可申請 提出書類一覧表

浜松市農業委員会

- 提出部数：①申請書：正本1部、副本を申請人の数（同一世帯は1部に省略可）
 ②添付書類：正本1部、副本1部（案内図、公図、土地利用計画図のみ）
 □ 証明書類：申請日から3カ月以内交付の原本を提出 ※(写)を除く。
 □ ★は場合によって必要な添付書類

●共通書類

No.	書類の種類	チェック項目	☑欄
1	申請書	☐ 左綴じで割印、全ページに捨印（認印・両面印刷可） ☐ 申請日は提出日を記入	☐
2	土地登記“全部”事項証明書（登記簿）	☐ 申請地1筆ごと添付（原本還付不可）、“現在”事項不可	☐
3	住民票等	★ 土地登記簿上の所有者住所が現住所と異なる場合 ☐ 住民票で確認できない場合は、戸籍の附票等を添付、それでも確認できない場合は、不在証明を添付	☐
4	土地権利者の同意書等	★ 仮登記、(根)据当権、地役権が設定されている場合 ☐ 同意書又は受人がこれらの権利設定について承知している旨の申立書を添付（地役権は同意書に限る）	☐
5	案内図	☐ 申請地、併用地を記入網掛け	☐
6	公図(写)	☐ 申請地、併用地を記入網掛け ☐ 申請地隣接地の地目、面積、所有者を記載 ☐ 町境等で公図が複数になる場合は、接続点が分かるよう記載	☐
7	土地利用計画図	☐ 建築物は実線、駐車場等の露天は点線で配置 ☐ 建築物は建築面積、その他は所要面積を記載 ☐ 排水計画及び境界の施工方法、底地を記載 ※必要に応じて断面図等を提出してもらう場合があります。	☐
8	農振法に基づく農用地区域証明書等	☐ 農地利用課担当グループ合議の除外決定通知（農用地（青地）利用計画変更の通知書）または白地証明（農用地区域外の証明）を添付 ※当初から白地である場合は、担当グループの合議でも可 ※農振地域外または一時転用の場合は、添付不要 ☐ 除外後に内容変更をした場合は、除外決定通知と計画内容変更届出書（農地利用課担当グループ合議）を添付	☐
9	求積図	★ 土地の一部を転用する場合(例：500㎡の農地を分筆せずに200㎡転用)	☐
10	平面図・立面図	★ 建築物がある場合	☐
11	事業計画書	★ 事業目的の場合 ☐ 現在の事業内容（転用事業者の業種、施設概要、従業員、取引先等）及び転用事業内容（事業の内容、転用に係る費用、労務計画、年間生産量等）について記載	☐
12	利用者位置図・現況図	★ 駐車場または資材置場の場合 ☐ 事業用の場合は事業所の現況の配置図を添付	☐
13	車両一覧または車検証(写)	★ 駐車場の場合 ☐ 車両一覧の場合は、用途（事業用、従業員用等）、ナンバー、車種、名義人を記載	☐

No.	書類の種類	チェック項目	☑欄
14	資金証明	☐ 金融機関の融資証明、預貯金の残高証明書、通帳の写し（原本証明等）のいずれかを添付 ☐ 土地収用法対象事業等に該当する場合は、事業担当課副申請書を添付 ★ 住宅の場合 ☐ 自己住宅用資金計画書（所定様式）を添付 ☐ 有効期限内のローン事前相談結果通知書等、残高証明写し、通帳やネットバンキングの画面コピーを添付 ※要原本証明、本人申請の場合は原本確認をします。 ☐ 親等から贈与や借入を受ける場合は、確約書とその資金証明を添付 ☐ 夫婦を除き親等と共有の場合は、共有者全員の資金証明を添付	☐
15	現況写真	★ 是正の場合 ☐ 是正箇所が分かるよう画角を変え数枚添付	☐
16	土地改良区等意見書	☐ 申請地1筆ごと添付 ※発行に期間を要するため、余裕を持って手続きしてください。	☐
17	都市計画法受付証明	★ 建築物がある場合 ☐ 開発許可（第29条）、建築許可（第43条）の受付印が押印された申請書写しを添付 ☐ 農家住宅等の適合証明のみの場合は、証明書の写しを添付	☐
18	公共用道水路占用許可書等(写)	★ 要否は各土木整備事務所や各土地改良区等に要確認 ☐ 許可書写し又は許可見込みが確認できる資料。または、土地利用計画図へ協議済みであることが分かる記載	☐
19	関係法令許認可等(写)	★ 関係法令に該当する場合 ☐ 「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要領」の土地利用事業に該当する場合は、関係各課と調整したうえで指示書と措置報告書を添付 ☐ 静岡県盛土条例に該当する場合は、受付印が押印された許可申請書の写しを添付 ☐ 砂利採取事業の場合は、管轄土木事務所の受付印が押印された砂利採取認可申請書の写しと、関係各課と調整したうえで措置報告書を添付 ☐ 申請地が国や市の差押を受けている場合は、転用事業者が差押されていることを了承している旨の申立書を添付 ☐ 転用目的別許認可証明 例) 建売住宅：宅建免許証、診療所：医師免許証	☐
20	代替地検討表・位置図	★ 第3種農地以外の場合 ☐ 代替地検討表（所定様式）に申請地と代替地を記入網掛けした位置図を添付	☐
21	法人登記事項証明書または定款（寄付行為）(写)	★ 法人の場合 ☐ 定款（寄付行為）を添付する場合は、原本証明と日付を記載	☐
22	決算報告書等(写)	★ 法人の場合 ☐ 直近のものを添付、貸借対照表のみでも可	☐
23	確定申告書	★ 個人事業主の場合 ☐ 直近のものを添付	☐
24	委任状	★ 代理申請の場合 ☐ 申請書の提出に來られない申請人全員分	☐

●追加書類：一時転用

No.	書類の種類	チェック項目	☑欄
1	周辺住民等との協議結果	★ 砂利採取事業、残土埋立事業の場合 ☐ 協議先、協議内容、指示事項等を明記	☐
2	農地復元誓約書		☐
3	農地への復元計画図	☐ 農地への復元方法が分かる平面図と断面図	☐
4	耕作管理計画書	☐ 土地所有者の自署または記名押印	☐
5	工事請負契約書(写)	★ 公共工事等の場合 ☐ 転用事業者と発注者の契約書の写しを添付	☐
6	土地貸借契約書(写)	☐ 貸借期間、賃借料等を明記	☐
7	工事箇所位置図	★ 公共工事等の場合 ☐ 申請地と工事箇所との位置関係が分かるよう記載	☐
8	都市計画法合議	★ 仮設建築物がある場合	☐

●追加書類：太陽光発電事業（営農型の場合は、添付書類が異なります。必ず事前にご相談ください。）

No.	書類の種類	チェック項目	☑欄
1	工作物構造図等	☐ 支柱部分含む	☐
2	パネルのカタログ	☐ モジュール寸法、出力量等の仕様や形状が分かるものを添付	☐
3	電力会社との協議書類	☐ 電力会社との系統連携に関する書面を添付	☐
4	売電関係書類	☐ 国の再エネ制度等（旧FIT法）を利用する場合は、経済産業省の太陽光発電設備設置計画の認可通知の写し ☐ 再エネ制度を利用しない場合（NON-FIT）は売電契約の内容が分かる書類を添付 ☐ 認可通知を受けた後に事業者等を変更した場合は、その状況が分かる書類を添付	☐
5	発電施設設置計画書(写)	☐ カーボンニュートラル推進事業本部の受付印が押印された計画書の写しを添付	☐